



ることを義務付けています。

【目的】

目的は、事業者が労働災害防止について、措置を講ずるに際して労働者の意見を反映させるとともに、労働者の関心を高め労働災害防止対策を一層向上させるため労働者のうちから指名された委員等により構成される委員会を設け、安全衛生に関する重要事項について調査審議させ、事業者に

す。（法第17条、施行令第8条）

■衛生委員会

労働者数50人以上のすべての業種が設置対象となります。（法第18条、施行令第9条）

貴社は、金属製品製造業で今後、常時50人以上の労働者を使用することです。安全委員会、衛生委員会どちらも設置する義務

作成に関する事項、⑦長時間労働による健康障害防止対策、⑧精神的健康の保持増進対策等が定められています。（労働安全衛生規則（以下、「安規」という）第21条、22条）

【委員会の構成】

①総括安全衛生管理者（選任義務がない事業場では、事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者・議長となる）、②安全

いては、事業場の規模、作業の実態等に即し、適宜決定すべきものです。

その他、①毎月1回以上の開催、②議事の概要の周知（開催の都度）等が定められています。（安規第23条）

【委員会の運営】

委員からの意見提出が低調なこと、事務局からの報告・連絡事項が多く一方通行の議事になりがちなこと、特に意見なしで終了すること等、活動のマンネリ化を耳にすることがあります。

そこで、委員会事務局においては、議長や関係者との事前打ち合わせ等準備や連携を密にすること、議論の活発化のため審議事項、関連資料の委員への事前配布等委員会を盛り上げ、委員会の継続的な維持・向上のため適切・効果的な運営に努めることが求められます。（池戸労務安全管理事務所 所長）

安全衛生委員会の設置及び適切な運営

意見を述べさせるためのものです。

【設置対象事業場】

■安全委員会

①労働者数50人以上の建設業、製造業のうち木材・木製品、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、清掃業他の業種

②労働者数100人以上の製造業のうち①以外のもの、電気業、ガス業、水道業、旅館業他となっていま

【調査審議事項】

①労働者の危険（健康障害）防止対策、②労働災害の原因・再発防止対策、③健康保持増進対策、④リスクアセスメント及び結果に基づく措置に関すること、⑤安全（衛生）に関する計画の作成、実施、評価、改善に関する事項、⑥安全（衛生）教育の実施計画の

池戸 宏 光

管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者、③産業医のうちから事業者が指名した者、④安全に関し経験を有する者から事業者が指名した者、⑤衛生に関し経験を有する者から事業者が指名した者で、議長以外の委員の半数については、労働組合（労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することになります。なお、委員会の員数につ

問 現在、労働者45名を使用して金属製品製造業を営んでいます。事業拡張に伴い新規労働者の採用が順調に進み、近く、50人以上となり安全衛生委員会の設置が必要になるとのことですが、委員会制度の概要・運営等について、教えてください。

答 労働安全衛生法（以下、「法」という）では、労働者の危険や健康障害を防止するための基本対策等安全衛生に関する重要事項について調査審議させるため、一定の事業場に対し安全委員会、衛生委員会を設置す